

**鳥取県告示第748号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人日南町土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成20年11月18日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

退任した清算人の氏名及び住所

山本文夫 日野郡日南町下石見1678-3  
近藤愛明 日野郡日南町新屋1476  
藤定一元 日野郡日南町上石見191  
坪倉勝幸 日野郡日南町阿毘緑2518-1  
藤定満一 日野郡日南町上石見779  
三上惇二 日野郡日南町茶屋2445

平成20年10月12日退任